

令和7年度グリーンオアシス大網周辺放流水等の放射性物質濃度測定結果

当組合で管理している最終処分場であるグリーンオアシス大網では、放射性物質汚染対処特措法に基づき排水処理後の放流水及び周辺地下水の放射性物質濃度測定を実施しており、下記の通り全て維持管理基準を満足しております。

測定機関 東京パワーテクノロジー株式会社

測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省 平成25年3月)

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー(原子力規制庁)

使用測定機 セイコーEG&G社製 ORTEC GEM25P4-70(Ge.1,Ge.2),GEM30-70(Ge.3,Ge.4),GEM35-70(Ge.5)

令和7年7月31日現在

測定対象	試料採取日	測定値(ベクレル/ℓ)		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
放流水	4月2日	不検出	不検出	不検出
	5月7日	不検出	不検出	不検出
	6月4日	不検出	不検出	不検出
	7月2日	不検出	不検出	不検出
地下水(上流側)	4月2日	不検出	不検出	不検出
	5月7日	不検出	不検出	不検出
	6月4日	不検出	不検出	不検出
	7月2日	不検出	不検出	不検出
地下水(下流側)	4月2日	不検出	不検出	不検出
	5月7日	不検出	不検出	不検出
	6月4日	不検出	不検出	不検出
	7月2日	不検出	不検出	不検出

〈備考〉

「不検出」とは検出下限値未満のことです。

〈基準値等〉

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年12月14日環境省令第33号)」に定められた基準	指定廃棄物の指定基準 (焼却灰等の埋立基準)	セシウム134とセシウム137の合計	8,000	ベクレル/kg
	事業場の周辺の大気中の濃度限界	セシウム134	20	ベクレル/m ³
		セシウム137	30	
	事業場及び最終処分場の周辺の公共の水域の水中の濃度限界	セシウム134	60	ベクレル/ℓ
		セシウム137	90	